

児童館利用登録方法が変わります

児童館利用登録書は、緊急時に児童の保護者に連絡を取るために使用します。今までは、はじめて児童館を利用するときのみ、児童館利用登録をしていただいていたのですが、今後は、利用登録書の内容(住所・名前・電話番号等)に変更がないか、毎年1回保護者に確認していただきます。

そのため、登録様式を変更しましたので、今まで登録されている人も、お手数ですが、もう一度利用登録をしてください。

なお、利用登録書の左半分(児童館利用について)は切り離さないで提出してください。登録を受付けた時に受付印をお押ししてお返しします。